

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林作物や生活環境への被害を防止し、又は軽減するため、農地・林地等へ設置する侵入防護柵及びわなの設置に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、赤穂市補助金等交付規則(昭和63年赤穂市規則第4号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第7項の狩猟鳥獣のうち、農林作物や生活環境への被害をもたらす野生動物をいう。
- (2) 侵入防護柵 有害鳥獣の侵入を防ぐための防護柵、防護ネット等をいう。
- (3) わな 有害鳥獣を捕獲するための箱わな、囲いわなをいう。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人、「人・農地プラン」の中心となる経営体、自治会又は市長が特に認めた者で、次の各号を満たす者とする。

- (1) 侵入防護柵又はわなの適正な設置及び管理運用が行える者
 - (2) わなを設置する者は、狩猟免許を有し、かつ、捕獲許可を受けている者との連携による捕獲活動の実施が確実にできる者
- 2 補助金の交付は、侵入防護柵又はわなについて、同一年度内に各1回限りとする。
- 3 本事業の補助金の交付を受けて設置した侵入防護柵の、再設置、改修等については、最後に補助金の交付を受けた日から原則5年以上経過していること。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる侵入防護柵及びわなの経費、補助率及び限度額は別表のとおりとし、同表の内容ごとの補助金額に100円未満の端数が発生する場合はその端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない

ない。

- (1) 施工計画図
- (2) 見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定通知書)

第6条 市長は、前条の申請書が提出され、審査の結果、相当と認めたときは、赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金申請者に通知しなければならない。

(変更の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が第5条の申請内容を変更しようとするときは、赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)に同条各号に掲げる書類のうち変更後の内容が分かる書類を添えて、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を相当と認めたときは、赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付変更承認書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(維持管理の義務)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、有害鳥獣の駆除や侵入防護対策に努めるとともに、侵入防護柵及びわなの機能を良好な状態で保持し、また、使用にあたっては事故等に十分に配慮しなければならない。

- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、特別な事由がない限り、わなを自らが常時管理できない場所へ設置してはならない。また、わなを他人に譲渡又は転貸をしてはならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工実施図
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付確定通知書)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、当該事業の検査を行い、適正

と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受け取った後、速やかに赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者がこの要綱に違反し、又は申請の内容に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 申請者が虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 申請者が補助金の交付条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当と認められたとき。
- (5) 前4号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を取消し、又は変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

防護柵又はわな	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
侵入防護柵及び関連資材	個人	購入・設置費	事業費の2分の1	30,000円
	個人（団体型） 受益戸数3戸以上かつ 隣接する3筆以上の農地を防護する場合	購入・設置費	事業費の2分の1	100,000円
	「人・農地プラン」の中心となる経営体	購入・設置費	事業費の10分の7	100,000円
	自治会（特定農山村地域）	購入・設置費	事業費の10分の7	500,000円
	自治会（特定農山村地域を除く）	購入・設置費	事業費の10分の7	300,000円
箱わな・囲いわな	自治会	購入・設置費	事業費の10分の7	50,000円

特定農山村地域・・・西有年、東有年、有年檜原、有年原、有年横尾、有年牟礼、はりま台、福浦本町、福浦新田

様式第1号（第5条関係）

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

住 所
自治会名
氏 名
(代表者名)
電話番号

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者（いずれかに○）
 - A 個人
 - B 個人（団体型）
 - C 「人・農地プラン」の中心となる経営体
 - D 自治会（特定農山村地域）
 - E 自治会（特定農山村地域を除く）
 - F その他

2. 申請内容（申請するものに○）
 - A 防護柵の購入・設置
 - B わなの購入・設置 ※自治会のみ可

3. 交付申請額 _____円（事業費内訳書のとおり）

4. 設置場所・延長 施工計画図のとおり 約_____m

5. 事業実施予定期間 _____年 月 日 ～ _____年 月 日

6. 添付書類 (1) 施工計画図（位置図、数量、材質、形状等）
(2) 見積書の写し
(3) 事業費内訳書

事業費内訳書（交付申請時）

内 容	対象者	補助率 ①	補助 限度額 ②	事業費 (見積額) ③	交付申請額 ④=③×① (②の額まで)
侵入防護柵	個人	50%	30,000 円	円	円
	個人（団体型） 受益戸数3戸以上 かつ隣接する3筆 以上の農地を防護 する場合	50%	100,000 円	円	円
	「人・農地プラン」 の中心となる経営 体	70%	100,000 円	円	円
	自治会（特定農山 村地域）	70%	500,000 円	円	円
	自治会（特定農山 村地域を除く）	70%	300,000 円	円	円
わな	自治会	70%	50,000 円	円	円
合 計				円	円

(100円未満切捨て)

第 号
年 月 日

様

赤穂市長 印

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があつた赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金については、
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. この補助金の交付対象となる事業は、年 月 日付けの補助金交付申請書類の
記載のとおりとする。

2. 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費 _____ 円

補助金の額 _____ 円（事業費内訳書のとおり）

3. 交付条件

- (1) 有害鳥獣の駆除や侵入防護対策に努めるとともに、侵入防護柵又はわなの機能を良好な状態で保持し、また、使用にあたっては事故等に十分配慮すること。
- (2) 特別な事由がない限り、わなを自らが常時管理できない場所に設置してはならない。また、わなを他人に譲渡又は転貸をしてはならない。

事業費内訳書（交付決定時）

内 容	対象者	補助率 ①	補助 限度額 ②	補助対象 経費 ③	補助金額 ④=③×① (②の額まで)
侵入防護柵	個人	50%	30,000 円	円	円
	個人（団体型） 受益戸数 3 戸以上 かつ隣接する 3 筆 以上の農地を防護 する場合	50%	100,000 円	円	円
	「人・農地プラン」 の中心となる経営 体	70%	100,000 円	円	円
	自治会（特定農山 村地域）	70%	500,000 円	円	円
	自治会（特定農山 村地域を除く）	70%	300,000 円	円	円
わな	自治会	70%	50,000 円	円	円
合 計				円	円

(100円未満切捨て)

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

赤穂市長 宛

住 所
自治会名
氏 名
(代表者名)
電話番号

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業の計画を下記のとおり変更したいので、赤穂市鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

1. 変更理由
2. 変更の内容
3. 変更により増減する補助金の額 _____ 円
4. 添付書類（変更がある書類のみ）

事業費内訳書（変更交付申請時）

・変更交付申請内容

内 容	対象者	補助率 ①	補助 限度額 ②	変更事業費 (見積額) ③	変更交付申請額 ④=③×① (②の額まで)
侵入防護柵	個人	50%	30,000 円	円	円
	個人（団体 型） 受益戸数 3 戸以上かつ 隣接する 3 筆以上の農 地を防護す る場合	50%	100,000 円	円	円
	「人・農地 プラン」の 中心となる 経営体	70%	100,000 円	円	円
	自治会（特 定農山村地 域）	70%	500,000 円	円	円
	自治会（特 定農山村地 域を除く）	70%	300,000 円	円	円
わな	自治会	70%	50,000 円	円	円
合 計				円	円

(100円未満切捨て)

・既交付決定内容

内 容	対象者	補助率 ①	補助 限度額 ②	補助対象 経費 ③	補助金額 ④=③×① (②の額まで)
侵入防護柵	個人	50%	30,000 円	円	円
	個人（団体 型） 受益戸数 3 戸以上かつ 隣接する 3 筆以上の農 地を防護す る場合	50%	100,000 円	円	円
	「人・農地 プラン」の 中心となる 経営体	70%	100,000 円	円	円
	自治会（特 定農山村地 域）	70%	500,000 円	円	円
	自治会（特 定農山村地 域を除く）	70%	300,000 円	円	円
わな	自治会	70%	50,000 円	円	円
合 計				円	円

(100円未満切捨て)

変更交付申請額 円 - 既交付決定額 円 = 円
(増減額)

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市長 印

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付変更承認書

年 月 日付けで申請があつた赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 承認の内容

様式第5号（第9条関係）

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金実績報告書

年 月 日

赤穂市長 宛

住 所
自治会名
氏 名
(代表者名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実施者（いずれかに○）
 - A 個人
 - B 個人（団体型）
 - C 「人・農地プラン」の中心となる経営体
 - D 自治会（特定農山村地域）
 - E 自治会（特定農山村地域を除く）
 - F その他

2. 実施内容（実施したものに○）
 - A 防護柵の購入・設置
 - B わなの購入・設置 ※自治会のみ可

3. 要補助額 _____円（事業費内訳書のとおり）

4. 設置場所・延長 別紙施工実施図のとおり 約 _____m

5. 事業実施期間 _____年 月 日 ～ _____年 月 日

6. 添付書類
 - (1) 施工実施図（位置図、写真、数量、材質、形状等）
 - (2) 領収書又は請求書の写し
 - (3) 事業費内訳書

事業費内訳書（実績報告時）

内 容	対象者	補助率 ①	補助 限度額 ②	事業費 (支払額) ③	交付申請額 ④=③×① (②の額まで)
侵入防護柵	個人	50%	30,000 円	円	円
	個人（団体型） 受益戸数3戸以上 かつ隣接する3筆 以上の農地を防護 する場合	50%	100,000 円	円	円
	「人・農地プラン」 の中心となる経営 体	70%	100,000 円	円	円
	自治会（特定農山 村地域）	70%	500,000 円	円	円
	自治会（特定農山 村地域を除く）	70%	300,000 円	円	円
わな	自治会	70%	50,000 円	円	円
合 計				円	円

(100円未満切捨て)

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市長 印

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告書の提出があつた赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金については、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定金額

補助対象経費 _____ 円

補助金の額 _____ 円

(内訳)

内 容	対象者	補助率 ①	補助 限度額 ②	補助対象 経費 ③	補助金額 ④=③×① (②の額まで)
侵入防護柵	個人	50%	30,000 円	円	円
	個人（団体型） 受益戸数3戸以上 かつ隣接する3筆 以上の農地を防護 する場合	50%	100,000 円	円	円
	「人・農地プラン」 の中心となる経営 体	70%	100,000 円	円	円
	自治会（特定農山 村地域）	70%	500,000 円	円	円
	自治会（特定農山 村地域を除く）	70%	300,000 円	円	円
わな	自治会	70%	50,000 円	円	円
合 計				円	円

(100円未満切捨て)

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

赤穂市長 宛

住 所
自治会名
氏 名
(代表者名)
電話番号

赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付の確定を受けた赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金について、赤穂市鳥獣被害防護柵等設置事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

(振込先)

銀行 信用金庫 信用組合 農協 ()	本店	種 目	普通 ・ 当座				
	支店		口 座 番 号				
	支所 出張所 ()						
フリガナ							
口座名義人							